

「生活保護制度」に関するQ&A

Q. 1 生活保護の相談・申請をするにはどこに行けばいいのですか。

A. 1 お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当までお越し下さい。なお、福祉事務所を設置していない町村にお住まいの方は、お住まいの町村役場でも申請の手続きを行うことができます。（申請はお住まいの地域を所管する福祉事務所に送付されます。）

Q. 2 生活保護の相談・申請には何が必要ですか。

A. 2 相談・申請をするにあたっては、必要な書類は特別ありませんが、生活保護制度の仕組みや各種社会保障施策等の活用について十分な説明を行うためにも、生活保護担当窓口での事前の相談が大切です。

なお、生活保護の申請をした後の調査において、世帯の収入・資産等の状況がわかる資料（通帳の写しや給与明細等）を提出していただくことがあります。

Q. 3 生活保護の申請をしてから、受給できるかどうか分かるまでどのくらいの日数がかかりますか。

A. 3 生活状況の調査や資産調査（預貯金、生命保険等）等を行った上で申請いただいた日から原則14日以内（調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長30日）に生活保護を受給できるか、できないかの回答をいたします。

なお、生活保護の申請をしてから生活保護が開始されるまでの当座の生活費がない場合、社会福祉協議会が行う「臨時特例つなぎ資金貸付」をご利用いただける場合もあります。

Q. 4 生活保護制度ではどのような給付が受けられるのでしょうか。

A. 4 生活保護制度では、以下のように生活を営む上で必要となる各種費用に対応して扶助が支給されます。

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支 給 内 容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。（母子加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

Q. 5 具体的にはどれくらい保護費が支給されますか。

A. 5 収入と厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されますが、最低生活費は、お住まいの地域や世帯の構成等により異なりますので、詳しくはお住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当に御相談ください。

なお、生活扶助基準（食費・被服費・光熱水費等に対応するもの）の額の例は、以下のとおりです。また、生活扶助のほか、必要に応じて、住宅扶助、医療扶助等が支給されます。

支給される保護費のイメージ

最 低 生 活 費	
年金、児童扶養手当等の収入	支給される保護費

生活扶助基準額の例（平成22年4月1日現在）

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	175,170円	138,680円
高齢者単身世帯（68歳）	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	121,940円	94,500円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	193,900円	158,300円

※ 児童養育加算等を含む。

Q. 6 生活保護の受給中、守らなければならないことはありますか。

A. 6 生活保護を受給する方は、以下のような義務と権利があります。

義 務

- ・ 利用し得る資産、能力その他あらゆるものを生活のために活用しなければなりません。
- ・ 能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持・向上に努めなければなりません。
- ・ 福祉事務所から、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示を受けたときは、これに従わなければなりません。

権 利

- ・ 生活保護の要件を満たす限り、誰でも無差別平等に受けるができます。
- ・ 正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- ・ 保護費については、租税その他の公課を課せられることはありません。
- ・ 既に給付を受けた保護費又は保護費を受ける権利を差し押さえられることはありません。

Q. 7 自動車を持っても、生活保護を受給できますか。

A. 7 自動車は資産となりますので、原則として処分していただき、生活の維持のために活用していただくことになります。ただし、障害をお持ちの方の通勤、通院等に必要な場合等には自動車の保有を認められることがあります。お住まいの福祉事務所にご相談ください。

Q. 8 両親を介護するため、両親と同居したいのですが、両親だけ生活保護を受給することはできますか。

A. 8 生活保護制度は、原則として世帯を単位として保護を決定・実施することとなっています。ただし、御質問のような場合には、御両親だけ保護を受けることができる場合があります。お住まいの福祉事務所にご相談ください。

Q. 9 働いているのですが、生活保護を受給することはできますか。

A. 9 働いていて、就労収入がある方でも、その収入及び資産が厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）に満たない場合には、生活保護を受給することができます。この場合、収入と最低生活費を比較して、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

Q. 10 住宅ローンがありますが、生活保護を受給することはできますか。

A. 10 住宅ローンがあるために保護を受給できないことはありません。ただし、保護費から住宅ローンを返済することは、最低限度の生活を保障する生活保護制度の趣旨からは、原則として認められません。

生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(平成22年4月～)

【最低生活費＝①＋②＋③＋④】

① 生活扶助基準(第1類費)

(単位:円)

年齢	1 級 地		2 級 地		3 級 地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0 ～ 2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3 ～ 5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6 ～ 11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12 ～ 19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20 ～ 40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41 ～ 59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60 ～ 69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70 ～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.90を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

② 生活扶助基準(第2類費)

(単位:円)

人員	1 級 地		2 級 地		3 級 地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以上1人を増すごとに加算	440	440	400	400	360	360

①級地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。
②冬季(11月～翌年3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

③ 加 算 額

(単位:円)

加算できる対象		加 算 額		
		1 級 地	2 級 地	3 級 地
障害者	身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等	26,850	24,970	23,100
	身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	17,890	16,650	15,400
母子世帯等	児童1人の場合	23,260	21,640	20,020
	児童2人の場合	25,100	23,360	21,630
	3人以上の児童1人につき加える額	940	870	800

①該当者がいるときだけその分を加える。
②入院患者、施設入所者は金額が異なる。
③このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。
④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。
⑤ひとり親については、「障害者」に対する加算と「母子世帯等」に対する加算は併給できない。

④ このほか、必要に応じて住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等が支給される。

最 低 生 活 費